

所得税の申告は 町・県民税

今年も所得税、町県民税の申告時期を迎え、町では3月1日から税の申告相談を行います。

この申告は、昭和62年中の所得を申告するもので、昭和62年分の所得税、昭和63年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎になります。

なお、住民税の申告用紙は行政委員を通じてお願いしましたが、申告書が届かなかったり、税の申告について不明な点は税務課におたずねください。

☎ 4-1213 (有) 205-01

申告相談期間と時間

3月1日から3月15日まで 午前9時から午後4時
(土曜日は午前11時まで)

申告相談場所 役場第1会議室

申告相談のときにお持ちいただくもの

- 事業所得（営業・農業等）のかたは収入金額や、必要経費のくわしくわかる売上伝票・帳簿類・通帳等と償却資産関係のわかるもの
- 勤労者のかたは源泉徴収票
- 借地等のあるかたは、その領収書
- 生命保険料支払証明書
- 損害保険料支払証明書
- 小規模企業共済掛金支払証明書
- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

また、2月16日から29日までは税務課で相談に応じます。

お忘れなく
譲渡所得（土地など）も
住民税や国保税の対象に

土地や家屋などの不動産を売った場合には、国の税金として所得税がかかります。この所得税は、不動産を売った年の翌年の3月15日までの確定申告の時期に申告をして納税することになっていますが、この譲渡所得に対しては国税ばかりでなく、住民税や、国民健康保険に加入しているかたは、国保税の所得の対象となります。

譲渡による収入があったとき「国の税金を納めれば」と安心していると、翌年度に思わぬ額の町税の納付と

なりますので、譲渡所得のあったかたは、次の事柄を参考に町税の準備をしておきましょう。ただし、事業所得（個人で不動産業を営業している人）は別の計算になります。

1. 長期（その年の1月1日で10年を超えて所有していた土地など。ただし、昭和62年10月1日以後に行なう土地などの譲渡は5年）**譲渡所得**

○所得の計算

譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除 = 課税譲渡所得
注① 注② 注③

注①その土地などを買ったときの費用又は譲渡価額の5% 注②その土地などを売ったときに要した経費 注③100万円

○税額の計算

(1) 課税譲渡所得が4,000万円までのとき

ア. 住民税の計算

課税譲渡所得 × 6% (うち県民税2%) = 住民税

イ. 国保税の計算

課税譲渡所得 + 特別控除 × 7% = 国保税

注① 注②

注① 100万円 注②年度により変わります。

(2) 課税譲渡所得が4,000万円を超えるとき

特別の計算となりますので税務課におたずねください。

2. 短期（その年の1月1日で10年以下の期間所有していた土地など。ただし、昭和62年10月1日以後に行なう土地などの譲渡は5年）**譲渡所得**

○所得の計算

譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用 = 課税譲渡所得

① ②

①②ともに長期譲渡と同じ

○税額の計算

ア. 住民税の計算

次のいずれか多い金額

A. 課税譲渡所得 × 12% (うち県民税4%) = 住民税

B. 特別の計算をして得た額 = 住民税

イ. 国保税の計算

課税譲渡所得 × 7% = 国保税

注①

注①年度により変わります。